

昭和五十四年十月三日

御土史資料

第九十八回 史跡めぐり資料

吉川町の歴史を訪ねて

越谷市郷土史研究会

中村忠夫

鈴木種雄

馬の葛飾早稲を譽すとも

その夢も外にまなもやも

葛葉集(三三三)の

稲の香も かない年の

ばか一巻

一茶

葛飾も 水邊さながらし

早稲の秋

秋
椀子

第九十八回 史跡めぐり案内

一日時 十月二十八日 第四日曜日

一 集合 南越谷駅前 午前九時二十分 集合

南越谷駅発 午前九時五十分

(西船橋行) 吉川駅着九時五十四分

吉川駅前発 午前十時二分(東武バス)

(亀有行) 道庭着十時七分

一行先 道庭長福寺 | 香取社

無形文化財 島田氏宅

密蔵院 | 深井家墓

清浄寺一西念法師之塔一南無仏塔

お玉くが池一榊の井戸

日蔵院

茅川神社一戸張家一香取社

延命寺一戸張家墓

一歸路 吉川上町発(東武バス)一越谷駅前

一會費 九百円

但し昼食は各自持参の事

以上

古代・中世の言川

言川町は埼玉県の東南部沖積平地の一角に位置し、東方は江戸川を画して、野田市、流山市に西方は中川を画して、越谷、草加市に対している。古くは東京湾の入江の中にあつたが、およそ二千年以前から海退現象があらわれて干潟が広がり、同時に関東の諸河川が山地から土砂をともなつてこの低地に集流し、当地域も徐々に陸地が形成されていった。ことに河川流域は流

送土砂の堆積で自然堤防が発達した。

人々はこの地に集落をつくりその向背湿地を開
発して水田稲作を展開させた。

この時期は上流と下流では大きな差があるが、
越谷の見田方住居跡を例にとると、およそ古墳

地代には既に人びとの生活がはじめられたと
推定されている。これについては埼玉県誌に

は対岸の大相模柿ノ木八条等に古墳の存在が
記されている。又記述の中では万葉集註¹

新編武蔵風土記稿註²等によってもそのうを
うかがい知ることが出来る。その後大和朝廷が全国を

統一し、國郡界を定めて公地公民の律令制を有

いた。吉川地域は下総國葛飾郡の中に含まれ

ていた。またこの律令制の一環として条里制

があげられるが当地には隣保組織から名付け

られた保ほという地名がありこのときの遺名と

もみられていた。その後私有地、私有民団たつた

莊園の消滅から律令制はくづれ各地に私ひの呼

称である庄名や郷名、郡名が発生した。このう

ち吉川は八条院領の莊園である下河辺庄に属

していたとみられる。その後下河辺庄は金沢称

石寺領、香取社領、鎌倉八幡宮社領、その他様々な有力寺社や有力武家の分割支配に移されたようである。

当時利根川通り(現中川)の開発が進み利根川通りの街道には花和田、彦名(現三郷市)、吉川などに市場が開かれ利根の水運には戸ヶ崎、彦名(現三郷市)その他に河閘が設けられていた。支配関係では鎌倉幕府や室町幕府の統制をうけた荘園領主や在地土豪層の分配支配下にあつたが戦国期には關蒔城、主築田氏の支配が当地域にも及んでいたとみ

られ、吉川に築田氏の家臣、戸張氏、赤岩に大泉院、渡辺氏などがおり、それを築田氏の文書に今に蔵している。

近世の吉川

天正十八年（一五九〇）徳川家康關東入国後、度重

なる検地を施行、有力土豪や有力寺社の私有地

や私有民を解放し、實際の耕作農民に土地と与

えて年貢の負担者に位置づけ、同地に平等な人

格をもつた農民の結合である行政村々を構成

させた。この村々は年貢の一括納入の責任

単位であるとともに、生産、治安、娯楽、福祉など生

近世共同体の単位でもあり一村一家族のよ
うに運営されたのが普通であつた。

こうした近世の村づくりにより吉川地域は吉
川、平沼をほじめ三十七カ村が成立したが、この
地域の特徴としては近世の開発による新田村
が多いことである。

ことに江戸川河畔をいひ三輪野江地区はほと
んどが新田地であり慶長年間から寛永年間

にかけて関東郡代伊奈備前守忠次ら及び
に關東代官伊奈半十郎忠治の発した新田提書

たどが数多くみられる。支配は寛永十八年一
六四一〇閏歳金杉間の新利根川開削後下総国
から武蔵国に編入され二郷半領と称されたが、
ほとんどが幕府直轄領であつた。村の生業は
全て沖積平地であつた関係から水田稲作が主
で蓮根くわいなどとも生産された。また川せいの
自然堤防地域では野菜や果樹なども仕付け
られた。やがて江戸時代も中期以降になると
生産力の向上により自給自足を原則とした農
村にも貨幣経済が進行し、それにとほい商品

作物等が栽培され農閑余業が盛人になり、物資
の流通が活発に合った。こうして舟運の盛況
をみたが、ことに中川通りでは平泥河岸などが
著名であつた。

しかし同時に博奕をはじめ貨幣を媒介とした
犯罪が激増、村々の治安が乱れていった。この
ため幕府は文化二年（一八〇五）関東取締出役
を設置、治安の取締りにあつたが、文政十年（一
八二七）には御領、私領、寺社領の別なく数十カ
村単位の組合村の結成を関東一団に指令、この

組合村に關東取締出役を直轄させた。これを

文政の改革と稱し、治安取締りのほか商工の規

制など経済統制にもあたつた。当地域では平沼

組合、三輪野江組合に屬した。当時商品経済の

進行により人びとの経済活動はもはや生活共

同体として一村を越えたものになつており一

村限りの取締り行政では行詰つた状況にあつ

たのである。こうした不安定な地盤に依つた

徳川幕府はおりがら王政復古をめぐした薩長

土肥による討幕軍との戦に次々と敗れ慶応四

年（一八六八）遂に大政を奉還し徳川三百年の歴史を閉じたのである。

近代の吉川

慶応四年中央集権政府を指向した討幕軍の江戸入城で当地域は下総知事県、明治二年小管県、同四年埼玉県に属した。明治二十二年町村制

の施行で当地域は吉川村、三輪野江村、旭村の三カ村が構成されたが、このうち吉川村は大正四年町村制を施行した。この間、鉄道、郵便、電信、電灯、学校などの諸施設が設けられ近代化が進んだ。

が、当地域には鉄道が通じなかつた関係もあり、
そのうえ舟運の衰退から純農村として目だた
ない存在に置かれてきた。

その後昭和六年より昭和二十年まであの長い
戦争の時代が終り占領軍の指導のもとに新憲
法や新自治法が制定され従来からの諸制度は
根底から改革された。

昭和二十八年町村合併促進法が制定されこれ
に基づき当地域は昭和三十年三月一日吉川町三
輪野江村旭村の一町二カ村が合併し新しい吉

川町が誕生し今日に至っている。

(越谷市史編纂室資料より)

註

(1)

万葉集……東国歌

(1)

さき玉の津の居る船の風いたみ

綱はたゆとも言は絶えそね

(12)

鳴鳥の葛飾早稲を饗すとも

その愛しきと外にたてもやも

註

(2)

新編武蔵風土記稿

(歴史図書社発行)

新編武蔵風土記稿卷之二十

葛飾郡之一 郡圖

總說

葛飾郡八国ノ東界ニアリ和名鈔ニ據ニ此
郡元来下総国ノ管内ニテ當国ニ十一郡ノ
外ナリサレバ郡名ノ説及沿革ノ詳細ハ下
総国ニテ辨スヘケレハコヽニハ當国與ル
事ノミヲ載ス按ニ古ハ下総国トノ間ニ入
江アリテ埼玉郡ノ地先マテニ挿入リタリ
奈良御門ノ御時埼玉ノ入江ナト歌ニモ讀

之事萬葉集東国歌ニ見タリサレハ今ノ郡
中ハ大抵當時ノ江ノ中ナリ潮退テ後土地
開ケシハ延喜以來永和ノ頃ニ至マテ五百
年ホトノ間ニ次第ニ出来シナルヘシ

〔以下省略〕

長福寺

吉川町の最南端が道庭地区でこの地に長福寺がある。

長福寺は上野寛永寺の隠居寺といわれ往時は
大さき寺で、堂舎の鬼瓦には十六葉の菊

の紋章が刻されていたと云う。新編武蔵風土

記稿に長福寺 天台宗東叡山末長龍山實祭

院ト號ス相傳フ古ハ記伊國根來派ノ密寺ナリ

シカ寶歴元年堯範ト云僧今ノ末ニ改ム同十二

年五月十五日寂セリ。依テ此僧ヲ中興トス

木鼻元三大師畫像及ヒ智澄大師ノ作レル不動
像ヲ置　とある。　現在堂舎は無く、寺跡に道庭
集会所があり、元三大師画像その他が安置され
道庭地区の人々により管理されている。

千躰度申塚

長福寺境内の小高い所に千躰度申塚がある。
中央の一段高い台座の上に堂々たる青面金剛
塔がある。　度申塔は江戸中期から昭和四十年
代に建立されたものを含めて、現在三百九十九
基を数え、この土地の人々の信仰心の強さを物

語っている。

埼玉県指定

無形文化財 島田氏宅

道庭の北隣に中曾根地区がある。この地に京都の友禅染、江戸の小紋でも真似ができないといわれる布地の表裏に同じ柄をピツタリつくりるといふ染色技術を開発した。埼玉県指定無形文化財「長板中型染色技術保持者 島田義雄氏宅」がある。島田家は江戸後期より代々染物を業とする家柄であり、無形文化財に指定され

ている。藍染技術は当主義確氏が全国各地において技術修業の末ようやく開業した技術によるもので鋭い眼を要求されるという。またこの長板中型で染める高級品は一反を染めるのに一週間以上かかるといわれる。この長板中型の制作期間は毎年十月から翌年四月頃までが適期で気温が上がる五月から九月の間は糊むしが出ま、制作に適さないという。今回島田氏よりその制作過程を説明いただけることになったという。

醫三山錫杖寺密嚴院 (元真言宗)

中曾根の北隣が高久地区でこの地に密嚴院がある。密嚴院の開創年代は不詳であるが、永享十一年十月十六日(一四三九)当時の住転であつた澄善僧正が下総国葛西領堀江村澄誠院の住持、考善阿闍梨から彼の寺の道場に於て印可を授与せられた旨当院の古文書に残っているが、宝歴七年五月(一七五七)当院第十九世祐圓僧正の書に次の様にある。

「先師季代忌月等恐失其次序今將遂一記之有年

代不詳者唯以其所知記備後不忘焉当院開基末
審證善已前無由勘之所以澄善為第一世也
即ち澄善僧正以前は何代続いていたものかは
つきり分らないので、はつきり分っている人を
以て第一世とする。とあり、いかも此の第一世
の澄善僧正が当院の開基であるとする断つていな
いのを見ても、それ以前に何代か続いていたこ
とは確定であり、恐らく鎌倉時代又はそれ以前
であることは推定に難くないが、境内にある古
木の六銀杏いちじく樹令八百年(推定)が参考とばらう。

当院の本尊は比叡山の僧都源信(元四一〇一七)
の作と伝えられる身丈三尺三寸の木像の地蔵
尊である。又伊勢神宮の柱(払い下りを受けた)
と素材として刻したと伝えられる。平家の守
り本尊で、当地の旧家深井家の守り本尊でもあ
る、冥見菩薩(鎌倉時代の作と伝えられる)が安置
されている。

埼玉県指定天然記念物子育銀杏

こもたていちょう

本堂南側に本尊から名前の付いた子育銀杏の

いちょう

大木があり、樹令八〇〇年、高さ約三十メートル

の雌木の独立樹として樹勢強く数多く銀杏ぎんぎんを
付けるものとして埼玉県指是天然記念物とな
つてゐる。

河邊三ヶ寺文書

当院は關東郡代伊余備前守忠次が徳川家康の
命に依り新田開墾を行むる際墾田成就祈禱の
爲に慶長六年三月二十五日(一六〇一)忠次より
將來開墾地壹町歩を寄進する約束状を受け、

慶安元年九月十七日(一六四八)に三代將軍家光
より十石の朱印状により吉川延命寺考成圓明

院とともに土地を寄進されている。これを河
邊三ヶ寺文書と呼んでいる。

可被發新田之事

一、壹町歩密嚴院 一、壹町歩延命寺 一、壹町歩
圓明院 以上右於被為發者御朱印申請為御寺
領遣可申二候也仍如件

慶長六年丑三月廿五日

伊余備前守忠次 花押

河邊三ヶ寺

深井家の墓

当院南側の墓地に当地の旧家深井一族の祖先
である、鎌倉権五郎景政系の深井六郎次郎景孝
一族の墓があり、その中の五輪塔墓石に天文二
年(一五三三)と刻されている。本年八月深井家

直系と云われる川口市在住の永瀬喜代様が墓
参の際、その系譜を持参され、その厚意により吉
川公民館にて写しを取らして戴いた。

楠井山清浄寺

(新義真宗↓浄土真宗)

中曽根の北が木売地区でこの地に清浄寺があ

る。当寺は浄土真宗で江戸時代に真言宗、そして又浄土宗に改められている。寺伝によると、鎌倉後期(一一八〇)親鸞聖人が直弟西念を併せ、足立郡野田(浦和市)の里に来て一字を建立し、西念寺と号した。又此の頃、木売川(木売)は舟付にて人々の集る所ならば西念に命じ当院を造立し西光院と称し、師弟がかわるがわる両寺を来住し説法した。と伝えられている。その後親鸞聖人は歸洛し、西念は正応二年三月十五日(一二八九)没した。二世は覚念、三世は西順となる。

西順のとき従弟の西祐に西念寺(長命寺と作る)とを結がせた。(長命寺は建武の乱の時破却され、後に信濃国に長命寺と再建したと伝えられる。当寺の本尊は親鸞聖人自刻と云われる木像であるが第三世西順の頃建武の乱(一三三三)六が起り各地の寺院が火災の難を受けたので聖人像を秘かに寺の門前に埋めた。その後四十年経て第四世の了西が夢のお告げにより、門前の地中から本尊を掘り出そうとすると「むく」と木像が動き位置を知らせた

と云う。それ以後土地の人々は本尊をおむく
様と呼んでいる。そのおむく様が世に出て来
ると此の地域に多かつた病者が拜むとたちま
ちの中に病気が平愈したと伝えられる。

尚この水像は次第に損じて来たため天正年中
(一五七三)一五九二漆で塗り堅め黒塗りとし
雨興した。

おむくが池

聖人像が出土したくぼ地が池と云う現在もお
むくが池として残されている。(別名鏡ヶ池)

楠の井戸

親鸞聖人が此の地は佛教が栄える靈場なり。として境内にあった楠の古木の根本を杖でたたくと泉が湧いたと伝えられるもので、現在も境内に残されている。

埼玉県指定文化財史跡

南無 佛塔

西念法師之塔

清浄寺本堂前に、県文化財史跡「南無佛塔」がある。此の佛塔は、高さ二〇三センチの禅宗風青石塔

婆で正安三年(一三〇一)と刻されている。

南無佛塔の文字は宋の僧一山一寧の作と伝え

られている。一山は朱子学に長じ、草書の達人

と云われる人で正元元年(一二九〇)北条貞時の

時、宗の外交使節として渡来したが、貞時にそ

の使命について疑いを持たれ、伊豆の修禅寺や

建長寺、圓覚寺に移り住まされたが、その後疑い

も晴れ貞時の崇敬を受け、京都南禅寺等に住し

た。文保元年(一一三二)に没したが、その間に鎌

倉から仙台松島の景勝等を聞き、白から東北地

方え探勝巡歴したのでこの塔婆の書もその時
の順路の産物であらうと云われている。尚同
じ一山書の正安二年五月(一三〇三)と記してあ
る歸依佛板碑が松伏町の源光寺に残っている。

西念法師之塔

本堂南寄りの庭に西念法師塔がある。

西念法師塔は鎌倉時代の流札を伝える六角の
碑身に六角の笠をつけたもので果内唯一のも
のである。清浄寺の本尊は親鸞聖人像である
がその他に明治時代の左官の名人伊豆の長八

作の漆喰製の親鸞像、板木、鎌倉時代の佛画、更に江戸中期から末期に画かれた清浄寺縁起絵巻等、貴重な品が寺宝として残されており由緒ある寺として有名である。

(埼玉県文化財保護課資料より)

日蔵院

木売の北が保地区である。当地に日蔵院(密蔵院末)がありこの寺に吉川町最古の青石塔婆がある。上辺は破損しているが、弘安七年四月十三日(一八四)と刻されている。此の年の四月

十日に時の執権北条時宗が没している。

茅川神社

吉川町の中心地が平沼地区で北側の吉川地区との境に茅川神社がある。茅川神社は古くは

諏訪神社(出雲系)と云い、文治三年(一一八六)の創建と伝えられているが、弘化三年十一月二十八日(一八四五)平沼の大火(当時の諏訪神社西隣)

上寺附近より出火)により社殿を焼失して平沼の大半を焼失している為資料が無く相伝に依つていゝ。現在茅川神社の宮司である戸張泉

が新編武蔵風土記稿に見える舊家戸張五郎左衛門直系の家柄で風土記稿に見える戸張將監(戸張左近將監胤春、後山城守に任ず)より十八代を教える。当家には織田信長から拜領したと伝えられる扇子と、徳川家康が鷹狩に際し案内役を務めた折將監の子孫山三郎が賜った直筆の扇子と所蔵している。又当家には有名な戸張文書が残されており、数少ない中世の資料として貴重なもので吉川町を知る最も大事な資料である。戸張文書は関宿城主築田氏よりの書

状六通、關東郡代伊奈備前守忠次より新田開發
に付いての書状である。築田氏からの書状は
四通しか残つていないが、六通の全文は次の通
りである。

「近年相拘候田地屋敷之儀申上候被任之候御
百姓役嚴密に可走廻候仍如件元龜二年辛未三

月廿七日 花押 戸張左近將監殿

「吉川指之儀訖言申上候如筑後代々爲御恩賞
被下之候奉公役嚴密可走廻候仍如件

天正三年乙亥三月十五日 持助 花押

戸張將監殿

吉川藩不入之儀申上候從亥年巳年まで七年相
定候以此儀可付指人者也天正三年乙亥三月十

五日 戸張將監殿

官途之儀申上候可有御心得候向後神妙可

走廻候謹言 正月九日 持助 花押

戸張將監殿

名国司之儀申上候可有御心得候向後弥々可励

忠儀候 謹言 正月九日 持助 花押

戸張山城守殿

此度当領吉川之郷江盜賊仁来候処に無相違依
之名国司被下之候 謹言天正十八年庚寅二月
六日 助繩 花押 戸張築後守殿
伊奈備前守忠次が出した新田開発に関する書
状があるが焼損して宛名不名である。
これらの書状は黒漆で固められた葵の紋のあ
る箱に納められている。

延命寺

平沼の北隣りが吉川地区でその中で一番高所に延命寺がある。

戸張文書の内天正十八年の文書 つぎのとおり訂正

「此度当領吉川之郷江盜賊仁末候処に無相違於仕場討候事
古今共不可有此類候何事も慮外人有之付而は無氣遣可討殺
依之名固司被下之候 謹言 天正十八年庚寅二月六日助縄（花押）

戸張築後守 殿

延命寺略縁起

この延命寺は応安五年一三七三祐義開基、延命寺鐘銘及び應永二年當時の住職宥圓が記すところによれば、清仙という人は真言密教の学者として名あり、諸国遍歴の途次、たまたま此の地に来て宿をとる時、里人の歸依を得て久しく止まることとなつた。清仙ある夜の夢のお告げに「われは人皇五十三代淳和天皇の御宇、天長四年の春、仁明天皇いまだ東宮にてまします。し時、御后五条の皇任、文徳天皇御懐胎の節、王子

御誕生御安産のお祈りのため高野山弘法大師
に勅して一刀一筆三礼にて絵木同一体に彫刻
せしめ高野山に安置し給う所の子安延命地像
の木像なり。然るに東国に靈地を求め一切の
衆生を済度せんとするに此地は仏法の繁栄す
べき靈地なり。故に龍場が淵に身を沈め汝の
来るのを待ち居たり。汝はやく彼の淵に舟を
浮べ網を投げなば、わが木像を得べしと。清仏
驚きて村人と共に舟を出して網を投し得たる
尊像が即ち御本尊であると伝えられている。

永和三年清仙和尚の開山と断ずる。(伝)

(註) 永和三年(一三七七)は永仁三年(一一九七)の

誤りと思われる。

当寺境内に吉川町叡大の板碑、六字名号板碑

文安四年八月(一四四七)は七十二名の連署のあ

る十三佛逆修板碑、文明十二年八月三日と刻

され妙春禅尼とある弥勒三尊板碑がある他、地

蔵尊が百体以上、庚申塔等が数多くある。又当

時の古文書には慶安元年九月十八日(一六四八)

徳川家光よりの御朱印状の他、教々の書状が残

されていゝる。当寺に残る文化財も数多く、鎌倉時代の作と思われ、紺紙金泥大般若経、絹本着色阿弥陀三尊来迎図、他多数の画像等を蔵してゐる。

古刹延命寺は昭和二十六年五月二十二日午後五時、その偉容を誇つた本堂が原因不明の火災にあつて焼失してしまつた。往時を想う時、惜しみても余りあるものがある。

(埼玉県文化財保護課の資料より)

中世武將 戸張家の墓

延命寺境内の墓地に中世の武將戸張氏(三家あり)の五輪塔、宝篋印塔、大名型墓石が林立しているが正に壯觀である。戸張家は前出の戸張家

(五郎左衛門家)の他清兵衛家、齋兵衛家の三家があり祖先は下総国葛飾郡戸張村を領していた相馬大膳盛胤と云われ、応永年間吉川村に移り住み戸張村の地名を名づけていたものである。

その後元龜年間には戸張左近將監等が古川公方の臣として下総国関宿城主築田持助に属し、

なお天正年間には戸張築後守として築田助縄
に属していたが是利義氏の死後民間に下つた
とある。
(戸張家系図他より)

註、現在清兵衛家直系の家は無い。

小林一茶と吉川

小林一茶の句に

稲の香やかさい平のほが一里

と云う句がある。日記によると、これは文化七

年(一八〇九)六月十三日の夜明け蕉雨を同伴し
山谷堤から猪^{ちとさ}牙舟で隅田川をさかのぼり下総

行脚に出かけ榎戸といふ所て舟から上り朝食
をとつたとある。吉川町の川筋地との小字に
榎戸といふ地があり昔から舟着場であつた。
又日記には榎戸から二合半嶺を経て、その日は
流心に泊つたとあり、この句はその折の作で
前書に榎戸といふ所に上りて朝食す。二合半
嶺定雅といふ人を尋ぬるに留守とある。この句
碑は三郷市と野田市にあるとの事だが今回の
吉川町の史跡めぐりを契機として吉川町の方々
と協力し、相伝その他により榎戸地区を調査す

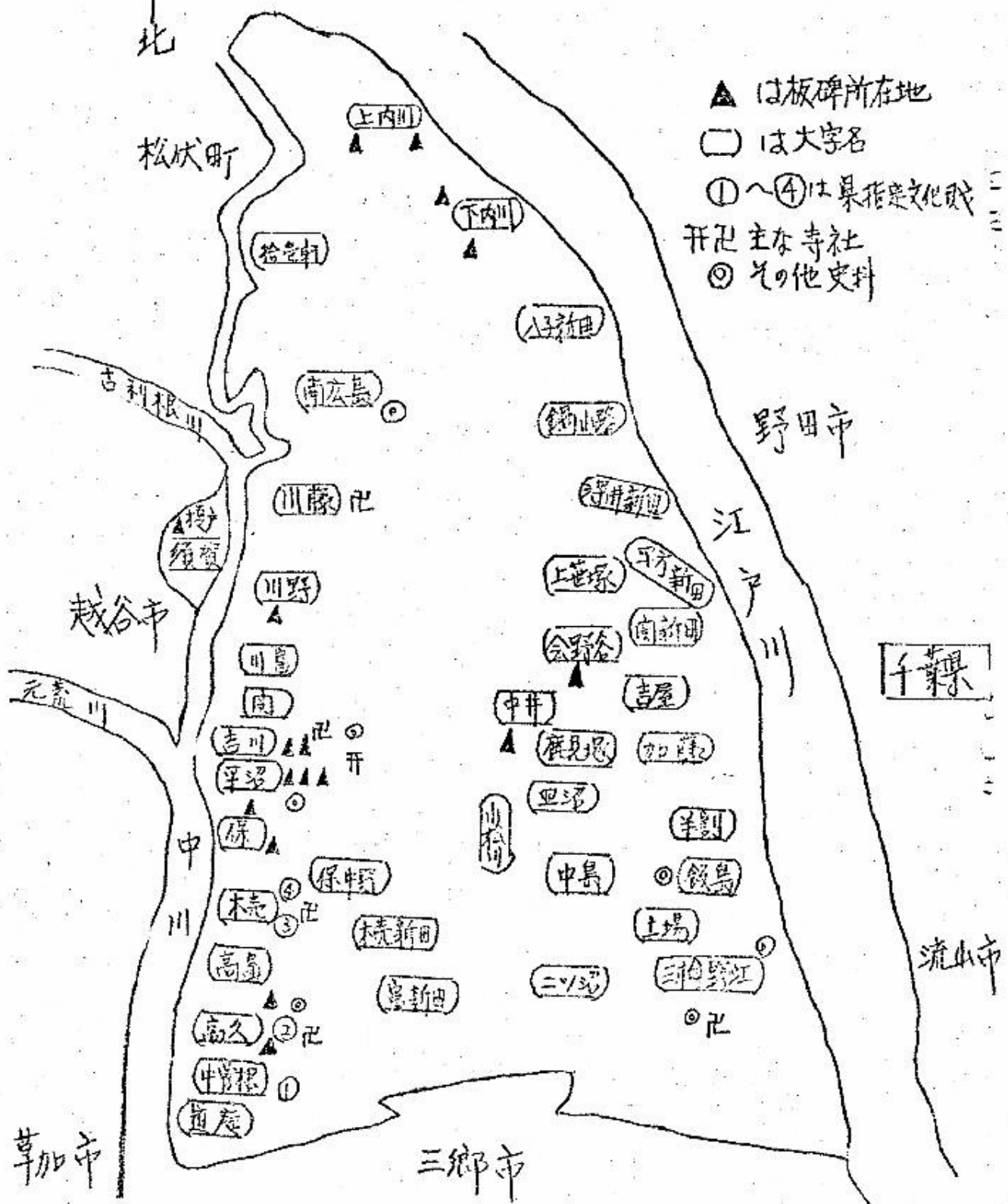
るとともに将来句碑の建設等の運動を進めて
ゆきたい。

※小学館

日本古典文学全集

近世俳句文集より

吉川町文化財地図



- ▲ は板碑所在地
- は大字名
- ①～④は県指定文化財
- 開 主な寺社
- ◎ その他史料

二二三

二二三

二二三

二二三

二二三

